

令和 7 年
第 10 回日の出町
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

農業委員会第10回総会日程

令和7年10月27日
役場全員協議会室

1. 開会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議事

(1) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

(2) 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

(3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(4) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

(5) 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

(6) 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

5. 閉会

令和7年第10回日の出町農業委員会総会

令和7年10月25日
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	天野幸次君	9	森田弘子君
2	山崎茂樹君	10	欠員
3	和田勝君	11	土澤孝一君
5	青木崇君	12	鈴木忠彦君
6	馬場敏明君	13	嶋崎学君
7	関根進君	14	松本哲男君
8	田中豊弘君	15	野口隆昭君

事務局職員

事務局長 原祐一
事務局次長 秋山克也
事務局 宮林克芳

事務局長 それでは、本日出席の皆さんお揃いですので、只今から、令和7年日の出町農業委員会第10回総会を開会いたします。

まず初めに野口会長よりご挨拶をいただきます。

会長 本日、総会の開催にあたって、お集まりくださいましてありがとうございます。今日は全員の参加をいただきました。

本日もご審議をよろしくお願ひします。

事務局長 ありがとうございました。

続きまして、日程3、議事録署名委員の指名及び議事進行を会長にお願いいたします

会長 日程3、議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番青木委員、6番馬場委員お願ひいたします。

それでは、4. 議事に入らせていただきます。(1) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会長 事務局の説明が終わりました。

地区担当は森田委員です。お願ひいたします。

委員 場所につきましては、譲受人さんのお宅のすぐ隣りになり、道路を挟んですぐ隣になります。

周辺の営農状況ですけれども、周辺は住宅地となっております。

当該地の営農状況でございますが、現在は耕作しておりませんが、栗と柿の木が植わっています。結構広い面積ですが、山を東側にかかえていて、日当たりは悪いような状況でした。

周辺の営農への影響でございますが、譲受人さんは皆さんもご存じのとおり、営農に関しては一生懸命されていますので、何も問題はないと思いますし、周辺の農家の人たちも、畠を綺麗にされており、耕作地自体は問題がないと思います。

どうかご審議よろしくお願ひいたします。

会長 事務局及び森田委員の説明が終わりました。

委員さん方で、意見、質問がございましたらお願ひいたします。

馬場委員。

委員 農業経営状況調書の中で労働力が2名と記載されていますが、男の人が2名なんですか。女性が入っているんですか。

会長 事務局

事務局 ご本人と奥さんの2名になります。

会長 他にありませんか。

意見、質問がないようですので、(1) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)について、処理いたします。

決定としてよろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会長 挙手多数ですので、本案件は決定いたします。

続きまして、(2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会長 事務局の説明が終わりました。

地区担当は天野委員です。説明をお願いいたします。

委員 場所につきましては、案内図をご覧ください。

現地の確認ですけれども、10月22日に私と宮林主任で行って参りました。現地は山の斜面で、向きとしては南向きに開いた畑でございます。

周辺の営農状況でございますが、周辺は畑になっていますが、ちょうど作物がもう収穫した後の状態でございました。譲受人の畑の一角に烏骨鶏を飼われております、20羽くらいで柵で覆われた養鶏場がございます。

当該地の営農状況でございますが、この申請地につきましては、柿と柚子が植わっておりましたけれども、畑の状態ではまだございませんでしたが、下草は綺麗に刈り取ってございまして、綺麗な状態がありました。

周辺の営農への影響についてですけれども、提出された作付計画の内容で問題なく行われるものと思っております。以上です。

会長 事務局及び天野委員の説明が終わりました。

本日、譲受人でありますAさんに来ていただいておりますので、営農計画等について、説明を求めます。それでは、Aさん会場に入ってください。

それではAさん、自己紹介及び営農計画について説明をお願いいたします。

Aさん 初めまして、Aと申します。

今回畑の話しが出ましたのは、その所有者の方がご夫婦で生活していたんですが、旦那さんに先立たれ、ここでまた奥さんが亡くなってしまって、娘さんが1人残っていたんですが、もう外へ出てたんですけど、その家はもう人に

手放すような話しまで進んでまして、残された畠も娘さんは出来ないという話になつて、申請地は以前うちの土地だったらしく、今回また買い戻してくれないかという話になり、そのまま置いておいても耕作放棄地になつてしまつだけなので、今回の申請になりました。

会長 Aさんの説明が終わりました。

委員さん方で、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。
田中委員。

委員 後継者はいらっしゃるんでしょうか。

Aさん 後継者いません。

会長 他に質問ありませんか。

ないようですので、Aさんにはご退出願います。

Aさんにご退出願いました。委員の皆さんで意見、質問がございましたら、お願ひいたします。

意見、質問がないようですので、(2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、処理いたします。

許可としてよろしい委員さんは、挙手をお願ひいたします。

(挙手多数)

会長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。

続きまして、(3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 (説明)

会長 事務局の説明が終わりました。
地区担当は田中委員です。お願ひいたします。

委員 場所につきましては、案内図をご覧ください。

周辺の営農状況ですけれども、住宅が点在している間に畠がありまして、自家菜園的な畠が多くて、それぞれ管理は行き届いている状況でございます。

当該地の営農状況ですけれども、綺麗に草もなく、耕作されておりました。

周辺の営農への影響についてですけれども、管理が行き届いておりますので、問題はないものと思われます。よろしくお願ひいたします。以上です。

会長 事務局及び田中委員の説明が終わりました。

委員さん方で、意見、質問がございましたらお願ひいたします。

意見、質問がないようですので、(3) 議案第3号 農地法第3条の規定によ

る許可申請について、処理いたします。

許可としてよろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。

続きまして、(4) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会長 事務局の説明が終わりました。

地区担当は森田委員です。お願ひいたします。

委員 場所につきましては、案内図をご覧ください。

10月23日に宮林主任と一緒に現地確認に行って参りました。現地につきましては、周辺は新しい住宅地になっていますが、現地は空き家になっています。空き家の横から裏にかけて畠になっているんですが、空き家の横は草畠になって背丈ほどの草が伸びていました。空き家の裏の畠は耕作していてサツマイモが収穫した様子があり、それからネギが植わっているような状況で、畠として耕作されていました。

周辺の営農状況でございますが、周辺は個別の住宅がたくさん建っていますので、畠はそんなに多くないんですけれども、皆さん綺麗にしている状況です。

周辺の営農への影響についてですけれども、畠を常に耕作しておけば、害虫や草等の迷惑ということがなければ、他の方たちからも認められるような感じがしました。ご審議をお願いいたします。

会長 事務局及び森田委員の説明が終わりました。

本日、Bさんに来ていただいておりますので、営農計画等について、説明を求めます。それでは、Bさん会場に入ってください。

それではBさん、自己紹介及び営農計画について説明をお願いいたします。

Bさん 初めまして、Bと申します。夫と一緒に来ています。よろしくお願ひいたします。

申請地の土地が購入できましたら、季節の野菜をそこで作りたいと思います。季節の野菜を現在も作っているんですけど、家族と親戚でほとんど食べています。

季節の野菜は、春先にはじやがいも、里芋、夏にはきゅうり、トマト、ピーマンとかの夏野菜を作ります。秋になりましたら、秋の野菜の種まきは1日を争うっていいますので、なるべく日にちをずれないように気を付けて葉物の種を蒔いています。あと大根を作ったり、色々と作っています。

会長 Bさんの説明が終わりました。
委員さん方で、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
馬場委員。

委員 瑞穂町で畠の借入地が、約1,000平米あるんですが、労働力的には大丈夫ですか。

Bさん 今回の土地が購入できまして、野菜を作るようになりますと、瑞穂町の畠はお借りしているので貸主に返そうと思っています。

会長 他に質問ありませんか。
和田委員。

委員 先ほどの自己紹介で、譲受人のお名前と違ったのですが、譲受人さんとのご関係はどういう関係なんでしょうか。

Bさん 謙受人は娘です。申請地の土地が購入できましたら、その横の宅地に一緒に住んで、一緒に野菜作りをしていきたいと思っています。

会長 他に質問ありませんか。
ないようですので、Bさんにはご退出願います。
Bさんにご退出願いました。委員の皆さんで意見、質問がございましたら、お願いいたします。
意見、質問がないようですので、(4) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、処理いたします。
許可としてよろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。
続きまして、(5) 非農地判断の報告について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (非農地判断 1件)

会長 事務局の説明が終わりました。
委員さん方で、意見、質問がございましたらお願いいたします。
和田委員。

委員 場所はどの辺になるのですか。

会長 事務局

事務局 場所は白岩滝入り口を奥に入って行った所になります。

会長 他に質問ありませんか。

意見、質問がないようですので、(5) 非農地判断の報告とさせていただきます。

以上を持ちまして、本総会の日程は終了いたします。

署名

番

番